

社会的養護における子どもの「声」の受け止め

——現状と課題——

松原 康雄

1 はじめに

当事者中心主義は、社会福祉全領域を貫徹する基本理念として位置づけられてきている。子どもにかかわる社会的な営み、とりわけ児童福祉の分野では、当事者としての子どもの「声」を受け止め、寄り添い、尊重することの重要性が改めて認識されてきている。子どもは、多様な状況のなかで「大人」に「声」を届けようとする。本稿では、これらを以下のように整理しておきたい。第1に、子どもが子どもを取り巻く環境についてその改善等を求める意見表明がある。第2に、これと関連して、自分自身への働きかけ等に関する意向を表明する形態での「声」もある。第3に、自分自身に対する権利侵害を他者に訴えるという「声」もある。このような「声」は、子どもの主体的意志で発せられるものであり、「大人」側の受け止めが課題となるが、子ども自身が発する必要がある場合にも、それを行わない状況も多く存在する。典型的例としては、児童虐待事例で子どもがその事実をなかなか訴えないことがあることを指摘できる。この場合は、「大人」によって子どもが「声」を発することができるようサポートする必要もある。また、「声」の受け止めは、「大人」と「子ども」という二極関係だけではなく、友達・先輩という斜めの関係や、双方が当事者という並行関係でもとらえるべき状況が存在する。

子どもの意見表明の根底には、子ども全体を対象とした意見表明権の社会的承認がある。子どもの意見表明権は、1989年の国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）でも、その12条で「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」として保障されている。子どもの権利条約は、日本でも1994年に批准された。この条約は、子どもに必要な「保護」を規定するとともに、市民としての諸権利も規定した内容となっており、「意見表明権」は後者の諸条文のひとつとして位置づけることができる。この条約の締約国は、国内の法制度を条約にそって改正変更することが義務づけられている。

子どもの意見表明権については、日本では条約批准後、各自治体で制定されてきている子どもの権利条例策定過程で多くの子どもが参加していることでも実現されている。川崎市は、全国に先駆けて2000年12月に「子どもの権利条例」を制定したが、その策定過程では小学校4年生から高校生まで33名の子どもが公募によって参加した⁽¹⁾。また、これ以外にも子ども会議等が開催され、出された意見は条例に反映されている。このほか、子どもが自ら自分の意見を述べ、またそれらが直接間接的に社会制度のなかで尊重されることや、日常生活で受け入れられることは増えてきていると言ってよいだろう。しかし、子どもが、自分の考えを述べる機会を奪われていたり、考えを尊重されないこともまだ多く、日本では子どもの意見表明権が十分に保障されているとは言い難い状況にあると思われる。また、子どもの意見表明は、その基底に子どもが考えていること、自分の気持ちなどを他者に「話す」ことができる状況が存在する必要がある。本稿の主題である社会的養護という支援枠組みにある子どもの状況を検討する前に、現代社会における子どもの「声」の発信状況をみておきたい。この共通項の上に、特定のニーズを有した子どもの状況が存在するからである。

筆者は、子どもの電話を受けるNPOである「よこはまチャイルドライン」の活動に参画している。チャイルドラインは、もともとは、ヨーロッパで始まっ

た活動である。現在では、イギリスのチャイルドラインが世界的にも知られているが、同様の活動は多くの国で展開されている。イギリスでは1986年から活動を開始し、現在12カ所の相談センターを有している全国組織となっている。イギリスのチャイルドライン組織は、2006年にNSPCC（National Society for the Prevention of Cruelty to Children）に合流して、現在では直接面接して子どもの話を聴く活動など、電話による活動以外へも活動領域を拡充してきている。

日本にはチャイルドライン支援センターが存在し、全国の活動をネットワークし、支援も行っているが、基本的には各地域の組織が自主的に運営し、活動を展開している。「よこはまチャイルドライン」は、神奈川県内の18歳未満児童を対象とし、無料電話での活動を展開している。あえて「相談」という用語を用いない理由は、子どもとともに考えることを対応の基本的姿勢とし、助言や指示を極力避けることを目指しているからである。また、電話への対応は、その日担当の者が順次行い、対応側を特定した継続的な対応は行っていない。2014年6月現在、「よこはまチャイルドライン」では、月曜日・木曜日を開設日とし、午後4時から9時までを受付時間としている。電話は3台で対応している。2012年度は、6,639件電話を受け付けて、そのうち会話が成立したのは2,620件であった。この他は、無言電話や、すぐ切れた電話などである。

会話が成立した電話の内訳は、表1・表2のとおりである⁽²⁾。この2つの表からは、男女別・年齢別の特徴を読み取ることができる。すなわち、男子の場合は、性への興味・関心が最も多く、女子の場合には人間関係が最も多くなる。これを年齢別にみると、小中学生年齢では、人間関係が最も多い内容であり、中学卒業から18歳未満では、性への興味・関心が最も多い内容となる。このことから、男子で比較的年齢の高い層は、性への興味・関心に関する電話が多く、それが全体の傾向に影響を与えており、この電話内容を除くと人間関係に関する電話内容が中核となることがわかる。「よこはまチャイルドライン」

社会的養護における子どもの「声」の受け止め

表1 「よこはまチャイルドライン」内容・年齢別会話成立電話件数
(2012/4/1～2013/3/31)

	未就学	小学 低学年	小学 高学年	中学生	中学卒業 ～18歳	不明	合計
人間関係	0	75	106	106	134	65	486
いじめ	0	31	36	55	45	29	196
恋愛	0	2	10	17	39	20	88
不登校	0	0	3	3	11	3	20
ひきこもり	0	0	0	1	23	17	41
体罰	0	1	0	0	2	0	3
虐待	0	2	2	1	3	1	9
暴力	0	1	2	5	7	2	17
薬物乱用・依存	0	0	0	0	1	0	1
犯罪	0	0	0	0	2	0	2
ネットトラブル	0	0	3	1	2	3	9
自傷	0	0	0	1	2	0	3
自殺に関すること	0	0	0	0	9	1	10
学びに関すること	0	21	24	28	16	4	93
進路・将来	0	0	4	10	21	3	38
生き方	0	1	3	6	36	11	57
趣味・部活・習い事	0	11	10	30	17	15	83
性格・容姿	0	1	1	5	12	5	24
妊娠・性感染症	0	0	0	3	8	2	13
性行動	0	2	3	37	145	80	267
性の多様性	0	0	0	0	25	21	46
性への興味・関心	0	1	7	56	185	94	343
身体に関すること	0	8	8	48	62	30	156
こころに関すること	0	6	13	21	42	28	110
雑談	4	62	42	34	69	85	296
上記に該当しない	1	32	18	29	41	88	209
合計	5	257	295	497	959	607	2620

社会的養護における子どもの「声」の受け止め

表2 「よこはまチャイルドライン」内容・男女別会話成立電話件数

(2012/4/1～2013/3/31)

	男	女	不明	合計
人間関係	148	324	14	486
いじめ	79	111	6	196
恋愛	51	35	2	88
不登校	10	8	2	20
ひきこもり	41	0	0	41
体罰	0	3	0	3
虐待	3	6	0	9
暴力	8	9	0	17
薬物乱用・依存	1	0	0	1
犯罪	1	1	0	2
ネットトラブル	4	5	0	9
自傷	0	3	0	3
自殺に関すること	9	1	0	10
学びに関すること	36	52	5	93
進路・将来	17	20	1	38
生き方	42	11	4	57
趣味・部活・習い事	40	43	0	83
性格・容姿	9	15	0	24
妊娠・性感染症	8	5	0	13
性行動	249	12	6	267
性の多様性	39	5	2	46
性への興味・関心	324	9	10	343
身体に関すること	114	31	11	156
こころに関すること	47	52	11	110
雑談	160	125	11	296
上記に該当しない	123	71	15	209
合計	1563	957	100	2620

で電話に対応する「受け手」は、女性が多いことも、性への興味・関心に関する内容が一定の年齢層の男子に多いことが表層的には理解できる。これに加えて子ども達をとりまく「性」に関する社会的環境をめぐる考察が必要となるが、この検討課題は本稿のあつかう範囲を超えることになるため、ここでは検討課題のみを提示しておくにとどめる。

人間関係に関する電話の内容は、友人関係に加えて、年齢が上がると先輩後輩関係、先生との関係、両親との関係に関する内容も含まれる。最近では、いじめについても「いじめる」側と「いじめられる」側や、「なかよし」グループのメンバー入れ替わりが短期日におこることが子どもによって語られている。「よこはまチャイルドライン」は、誰かに話すことでの癒しの提供と、ともに解決方法を考えることに活動の意義を見いだしている。本稿との関連では、このような「悩み」について、親や先生（悩みの対象が先生自身でない場合）に相談してみても解決できず、チャイルドラインにつながる電話が多くあることをあげたい。このことは、子どもの「声」が相手に継続的に届いていないことも示唆していると考えられるのではないかと考える。チャイルドラインも子どもと一緒に考える作業のなかで、解決策を提示できないことがある。また、一回一回の電話で「受け手」が変わっていくという制約がある。一方、そのことは複数の大人が子どもの訴えに共感し、多様な角度から解決方法を一緒に考える機会を提供できるという利点にもなっている。子どもにとって、つらい状況を誰かに話しても、それが解決されないのであれば、子どもの「声」は自らの意志によって押し込められてしまう。

自分自身の状況を他者に話すことは、急迫した状況をのぞいて、生活に一定のゆとりと他者への信頼感が必要となる。本稿でとりあげる社会的養護が必要な子どもは、その他者への信頼感の根幹をなす、親への信頼感を切り崩されている存在である。このことは、児童相談所が把握した虐待に関する相談経路で子ども自身からの相談が全体の1%程度であることから類推できる⁽³⁾。表

1・表2の「よこはまチャイルドライン」の相談内容でも「虐待」に関する内容は少ない。子どもにとって最もつらい状況である虐待という環境のなかで、子どもがそのつらさを表明し、虐待の解決・緩和にかかわって、どのような方策が企図されるかについても、自分の希望や意見を述べることで、対応の基幹に組み込まれる必要がある。その重要性は、電話内容としては虐待に区分されるものは少ないものの、子どもを取り巻く社会環境や大人との関係に関する示唆を与えてくれるチャイルドライン活動からも指摘することができる。

社会的養護は、主として児童虐待への対応として位置づけられている。厚生労働省は、社会的養護について、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う」ことと定義している⁽⁴⁾。しかし、この定義は、虐待対応あるいは「保護者に監護させることが適当でない」状況への対応としては、注意深く読み解く必要があるものとなっている。すなわち、把握された児童虐待のうち、「保護するとともに」が前提条件であり、「家庭への支援」がなされるのであれば、虐待やその他「監護させることが適当でない」状況への対応の一部しか切り取っていないことになるからである。先に参照した厚生労働省資料では、この定義に続く数値や解説で、市町村による要保護児童対策の項を除けば、親子分離をとまなう入所施設（親子分離をとまわらない母子生活支援施設も含まれてはいる）が中心的記載内容となっている。しかし、施設でのケアだけでは、保護者が子どもを監護するうえでなんらかの支援を必要とする家族で子どもを「保護する」状況に至るケースは全体の1～2割程度である。本稿では、社会的養護をより広義に理解し、早期発見や在宅支援をも枠組みに含めて検討したいと思う。

2 在宅支援における子どもの「声」の受け止め

児童虐待の発見という対応プロセスで、子どもの声が発信されていない、すなわち子ども自身からの相談が少ないことは既に述べた。加えて、保護者からの身体的虐待で生じた傷や痣について、子どもは「転んだ」、「ぶつけた」とむしろ保護者をかばう発言をすることが少なくないということが実践「智」として存在する。発見だけではなく、在宅支援ケースについても、子どもが虐待の状況を語るができないことが、虐待死事例の検証から推測できる。

国や都道府県・政令指定都市は、毎年心中を含む、虐待死事例の検証を行い、再発防止策を改善していくための資料としている。筆者は、国が行う検証の第1次から第4次までの検証部会に参画した⁽⁵⁾。また、現在でも東京都における死亡事例検証に携わっている。この検証のなかでも、本稿にかかわる死亡事例が複数存在した。そのなかで、2010年1月に発生した江戸川区の小学校1年男児死亡事例をあげたい。この死亡事例検証では、再発防止のために多面的な検証と提言を行ったが、ここでは本稿にかかわることのみ抜き出し、検討しておきたい⁽⁶⁾。本児は、未婚・若年出産の母親が継父となる男性と結婚することになったため、前年4月に祖母と母子が暮らしていた近隣県から江戸川区に転居してきた。当該児童は、2009年9月にはA医療機関において担当医が発見した痣について、「お父さんにぶたれた。僕は悪いことはしていないのに」という内容の訴えを行っている。この時点では、当該児童は「声」を発したことになる。担当医は、江戸川区の子ども家庭支援センターに通告を行っており、「声」は受け止められたと解釈できる。子ども家庭支援センターは、通学先の小学校に連絡を入れ、小学校の担任は欠席中であった当該児童宅を家庭訪問したところ、当該児童の顔が1.5倍ほどに腫れ上がっていることを発見した。痣であったものから、顔の腫れ上がりを認めるという状況になっていたことは、

通告から家庭訪問の間に虐待が繰り返されていたことが推定される。担任は、小学校に戻り、その後校長、副校長を伴い再度家庭訪問した。校長が父親に説諭したところ、父親（義父）は行為の事実を認め「二度としない」と発言した。家庭訪問の結果について連絡を受けた子ども家庭支援センターは、センターとしては独自にアクションを起こすことなく、「見守り」を小学校に依頼した。これ以降、小学校では虐待の再発を認めなかったが、検証作業のなかでは、父親からの虐待が繰り返されていたことが明らかになった。当該児童は、再発した虐待については、誰にも話をせず亡くなっている。子どもや家族の状況を関係者が注意深く把握することは、「何もしない」という「見守り」とは異なる。当初の受け止めが継続した支援につながることがなかったために、当該児童は2度目の「声」を発しなかったと考えられる。この事例は、子どもの「声」が発信され続けるようなサポート体制が組めていなかったという課題も提起した。

虐待の状況について子ども自身が話すこと自体が、子どもに精神的に苦痛を与えることも事実である。特に、性的虐待について繰り返し語ることは、子どもの成長発達にも影響を与えることになる。また、聴く側が訓練されていなければ、二次被害も懸念される。子どもの「声」を聴く場合にも、一定の手法や配慮が必要になるケースがあることは、子どもの「声」を聴くことの重要性とあわせて認識する必要がある。この点に関して、日本でも最近司法面接の研究が進み始めている⁽⁷⁾。司法面接は、訓練を受けた面接者が子どもを誘導することなく、起こった事実を表現できるよう支援し、併せて子どもの「証言」力を明確にすることを目的としている。そのため、司法面接は録画記録として残される。この面接は、治療を目的とはしていない。しかし、子どもの発言は、法廷でも証拠として採用され、無用な発言機会を避けることができる。日本では、先駆的にこの手法による面接に関する研修が始まっているが、法廷での証拠採用など法的位置や虐待対応制度への組み込みは今後の課題となっている。

児童相談所は、社会的養護実施の中核機関である。児童相談所については、その運営にあたって、厚生労働省が示している児童相談所運営指針に沿った実践が求められている。児童相談所運営指針では、子どもの「声」を聴くことについて、「援助を行う場合には、子どもや保護者等に、その理由、方法等について十分説明し、子どもや保護者等の意見も聴き行う」ことを児童相談所に求めている。特に、援助の一方法として実施される一時保護については、一定年齢以上であれば、子どもの意思が尊重されている。さらに、近年児童相談所では援助方針会議等に保護者の参加を実現させる事例が増えてきている⁽⁸⁾。しかしながら、この種の会議に子ども自身が参加することはあまりない。子どもが、保護者や自分を取り巻く社会環境について、どのような改善を望んでいるかを聴取し、在宅支援のメニューやその内容を、保護者の意見も踏まえ、調整し提供することは、今後の課題となっている。

この点について、ニュージーランドから始まり、イギリス・アメリカを中心に展開しているファミリーグループ・カンファレンス（以下FGC）による支援がある。FGCとは、虐待を引き起こしている家族について、その支援内容を家族が主体的に話し合い、決定し、その決定に基づいて援助者側が支援をおこなっていくというものである。この方式による実践は、すべての虐待種別に適合するわけではないが、家族にとって自分たちが援助内容決定に参画することからさらに進んで、自分たちが援助内容を決定するために、援助の利用意欲が高く、継続するという評価がなされている。支援介入におけるパターンリズム・モデルから参画モデルへの転換が企図されている。このFGCには、原則的に子どもも参加する。ただし、子どもと保護者との関係や状況によっては子どもが参加しない場合もある。子どもが参加する場合には、年齢に応じて事前のサポートがなされる。FGC当日は、コーディネーターが進行役を務め、情報共有から、家族・親族による討議、合意形成というプロセスで展開される。FGCについては、日本の児童相談所実践でも一部導入が図られている⁽⁹⁾。

FGCを通じて、子どもの意見表明を実現し、家族や支援者＝専門家がそれを尊重できるようカンファレンスを準備することができれば、この実践は子どもの「声」を受け止めるうえでの重要なものとなるであろう。なお、在宅支援そのものについては、支援施策メニューが数少ないことや、提供量も不足していること、使い勝手が悪いことも課題としてあげることができる。

3 一時保護、施設養護における子どもの声

子どもの生命、成長・発達を保障するうえで、子どもを一時的に、あるいは中長期的に親から分離することが必要になる場合がある。前者は、児童相談所が行う一時保護である。一時保護は、乳幼児については乳児院に保護を委託することになる。また、登校継続などの理由で児童養護施設への一時保護委託もなされるが、原則的には児童相談所に敷設される一時保護所で実施される。後者は児童養護施設等への入所措置になる。これらの措置がなされた子どもの「声」の受け止めについては、いくつかの側面から検討する必要がある。ひとつは、子どもが一時保護所や施設の運営に関して意見表明を行う機会の保障である。また、自分自身への支援のあり方に関して意見を述べる機会も重要である。

冒頭であげた子どもの権利条約は、ポーランドがその中核的提唱国であった。ポーランドは、第2次世界大戦前から国としての主権が弱体化し、ユダヤ人が東欧で最も多く生活していた国という背景のなかで、ポーランド人への社会的差別のみならず、ユダヤ人への厳しい差別を経験した国である。ヤヌシュ・コルチャックは、このポーランドで、医師、小説家、ラジオのパーソナリティ、青年向け新聞の編集者、そして戦争で家族を失った子どもの施設長として活躍した人物として知られている。彼自身もユダヤ人としての差別を受けた。特に、ナチスドイツがポーランドに侵攻して以降、社会的な活動が制約されるととも

に、彼がたずさわっていた施設もワルシャワの「ゲッター」に強制的に移転させられることになり、コルチャック自身も最後は子どもたちとともにワルシャワ郊外の「絶滅収容所」に送られ、それ以降子どもたちも含めて消息が不明になった。ポーランドが子どもの権利条約提唱国となった社会的・歴史的な背景を形成した一因は、コルチャックの活動があったといわれる。ユニセフは、彼を子どもの権利条約の精神的父として位置づけている。

コルチャックが運営した施設（当初は、ナシュ・ドムとドム・シュロット）は、残された写真をみると、物理的には劣悪な環境であったことを知ることができる。しかし、この施設は、子どもたちが生活のルールを定め、それに違反した子どもについての処分を決定することも子どもたちが行っていた。コルチャックをめぐるでも、以下のようなエピソードが残されている。すなわち、夏、郊外に子どもたちと夏期休暇村に出かけたコルチャックが「何を思ったか、突然一人の子供を捕まえて、その大きな樽の中に、ドブんと浸けてしまった」ところ、子どもが「これは、子どもの裁判対象だ」といい、帰園後、コルチャックは入所児童が裁判長となる園内裁判にかけられ、有罪判決を受け、それに従ったというものである⁽¹⁰⁾。子どもが決めたルールを大人にも例外なく適用し、それに従ったというエピソードは、ルール内容の時代的制約を乗り越えて、現代社会における施設運営の理念に問いかけてくるものとなっている。

2012年の児童福祉法改正によって、児童福祉施設については、第三者評価が義務づけられるようになったが、一時保護所はこの対象外であり、一部の自治体を除いて、一時保護所には外部評価が及んでおらず、当然子どもへのアンケートもなされていない⁽¹¹⁾。一時保護所での子どもの意見表明ということ自体が保護所職員に意識されているか確認が必要な段階であるかもしれない。仮に、子どもの「声」を受け止める必要性が認識されていても、日常実践のなかでは、定期的な子ども会議や意見箱の設置・活用などが課題となる。子ども会議では、一時保護所の運営に関する意見を集約し、職員に伝える機会とすることが

できる。もちろん、一時保護所という制約上、それら全てを実現できるわけではないが、出された要望実現の可否等を丁寧に子どもに伝えることで、「声」の受け止めを実現できると思われる。子ども会議については、その実施の有無、職員の関与度合いなどが、実際に子どもの「声」を受け止められるかを左右する。仮に、職員の話や伝達事項が会議の主たる内容であれば、子ども会議は名目にすぎず、全体指導に位置づけられるべきものになる。意見箱は、子どもが投稿しやすい場所（手の届く位置、他の子どもに見えにくいところ等）と投稿に必要な筆記具と用紙の提供方法（筆記具と紙については、不適切な情報交換を防ぐために、コントロールが必要だが、一方で投稿を旨としてその都度職員から受け取るのであれば、匿名性は担保できない。また、職員に申し出にくいこともある）についての工夫がなされる必要がある。

後者、すなわち子どもを中長期的に親から分離する場合には、医療的ケア等が必要な障害児を除いて、児童養護施設を中心とした社会的養護系施設が子どもの養育を行うことになる。これら施設については、2012年以降、子どものケアについて統一した理念、方針にそって展開することを目的として運営指針が定められてきている。ここでは、児童養護施設運営指針（以下、運営指針）を参照しながら、意見表明（施設運営、支援のあり方）、すなわち子どもの「声」の受け止めについて検討する⁽¹²⁾。運営指針では、第1部総論、第2部各論で構成されている。子どもの「声」の受け止めについては、各論で子どもの主体性尊重と自立支援計画策定について子どもの意向を確認することが記述されている。権利擁護に関する記述では、子どもの意向を配慮することについて、「改善課題については、子どもの参画のもとで検討会議等を設置して、改善に向けて具体的に取り組む」という記述を読むことができる。主体性の尊重については、「子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動」、「行事などの企画・運営に子どもが主体的にかかわり、子どもの意見を反映させる」という表現であり、読み方によっては、

集団としての子どものコントロールを意図した内容、限定的な参加と解されるものとなっている。施設レベルで本来の主旨にそった実践の展開が必要である。しかし、実際には、子ども会議の機能や自立支援計画への子どもの意向反映も施設毎に多様であり、先駆的な取り組みを行っている施設が多くある。反面、十分運営指針の趣旨が実現されていない施設もある。運営指針の策定自体が「社会的養護の現状では施設運営の質の差が大きい」という認識のもとでなされている点からみると、現場への徹底は今後の課題であろう。意見箱の設置などもなされているが、その活用も一律ではない。「里親・ファミリーホーム運営指針」では、権利擁護の項目で「日常的に子どもが自分を表現しやすい雰囲気をつくり、自分の思いをいったん受け止めてもらえる安心感や養育者との関係を確保することが養育の要である」、「子どもが相談したり意向を表明したりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備しておく。また、そのことを子どもに伝え、子どもが理解するための取組を行う」、「子どもの側からの苦情や意見・提案に対しては、迅速かつ適切に対応する」、「子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する」など運営指針にはない内容が記述されており、社会的養護系施設間での記述内容にも差異が見られる⁽¹³⁾。

児童養護施設における子どもの支援に関しては、自立支援計画策定が中核となる。運営指針では策定段階において子どもとの面接は求めているが、この面接の内容までは記述されていない。子どもと1年間を振り返り、翌年の目標を定める内容から、まさに自分はどのような支援を受けたいか、職員や児童相談所担当児童福祉司への希望を聞き取る内容まで、施設によって多様なものとなっており、先にあげた平準化の効果はまだあがっていないのが現状である。

運営指針策定を厚生労働省雇用均等・児童家庭局局長通知で発出したことは、これまで各施設の持つ理念・方針に委ねられていた養育を平準化する意味でも大きな意義がある。子どもの成長発達保障、子どもを権利侵害から守り、その侵害状況からの回復を支援する指針が、近い将来見直されるなかで、子ども

の参加や意見表明権、権利擁護をより幅広く位置づけ、施設の特性を担保しつつ、根幹部分では共通の指針となることを期待したい。また、子どもの権利擁護という観点からは、児童養護施設等だけがそれを実現しても、地域全体がそれを理解し、実現できる「風土」と具体的支援体制の構築がなされていなければ、実効性は期待できない。子どもの権利擁護を目指した施設を含んだ地域ネットワーク構築が必要である⁽¹⁴⁾。

施設養護でも、子どもが「声」を発しにくい状況が存在する。子ども間のいじめ等は、職員が早期に発見し、いじめる側も含めての対応が課題となる。このような日常的支援とともに、子どもがなぜここに生活しているのかという疑問を語れないこと、その理由を認識していないこと、それを子ども自身が問題と感じていないこと、あるいは問題と感じてはいけなさと考えていることへ着目した実践活動として最近着目されているものに、ライフストーリー・ワークがある⁽¹⁵⁾。ライフストーリー・ワークはイギリスにおける社会的養護の枠組み内にある児童への支援として展開されてきたものであり、子どもの生い立ちや、親子分離に至るまでの生活、親子分離の経緯、現在の生活内容等をワーカーと子どもがともに振り返ることを内容としている。日本では、三重県の児童相談所が児童養護施設との連携によって積極的に取り組んでいる。この実践は、子どもが知らない実親の状況を伝える真実告知とも関連するために、すべての子どもを対象とはしていないし、あくまでも子どもの要望や希望が前提にはなる。そのうえで、ライフストーリー・ワークは、子どもに情報を伝えるとともに、子どもと一緒に振り返るという作業の中で、通常では話せないようなことを、子どもが支援者に語る機会を提供するという側面も有している。施設という集団生活であるからこそ、なにか「問題」がおこった時ではなく、職員が個別に子どもの話を聴く、一緒に話すという時間や場の設定は有意義なものとなるであろう。ライフストーリー・ワークは、この機会確保のための一手法であり、子どもの「声」を引き出すための働きかけは多様な形で開発される余地が

ある。

親子分離をともなう社会的養護では、母子生活支援施設を除き、里親や施設職員が親に代替して養育を行う。この養育は、安全・安心な環境の下で、子どもの権利が擁護されることが前提となっている。しかし、いわゆる施設内虐待、被措置児童等虐待に関する報告が毎年一定数あがることも事実である⁽¹⁶⁾。本来守られるべき子どもの人権が侵害されることが社会的養護の枠組み内で起こることは、子どもにとって深刻な問題であり、成長・発達にも重大な影響を与える。2012年度には、全国で214件届出があり、そのうち71件について虐待の事実が認められた。届出・通告者の内訳で、児童自身は81人（36.7%）であり、構成比は2番目の当該施設・事業所等職員、里親（75人、33.9%）を上回り第1位であった。この数値をもって、被措置児童について、起こってはならない職員や里親による虐待が少ない、起こった場合比較的子どもがそのことについて訴えることができると判断することはできない。厚生労働省の調査は、児童相談所を設置する69都道府県市に対して行われ9府県9市は届出・通告がなかったと回答している。この結果については、まさに発生していないと解釈するか、発生していても届出・通告がなされなかったと解釈するかが問われるところである。措置時点で子どもに渡される「権利ノート」等の周知や活用などの状況によって、子どもからの届出・通告数も異なってくるのが想定される。さらに、子どもと信頼関係がとれている児童相談所児童福祉司等が定期的に子どもに面接し、虐待状況の把握のみならず、施設生活全般や、家族への思い等について聴く体制が組まれているかも課題となる。

4 おわりに

厚生労働省は、児童養護施設等での子どもの養育について、20歳未満までの措置延長を積極的に活用するよう通達を出し、年長児童の社会的養護の必要性

についても認識を深めてきている。親子分離後、施設や里親のもとで生活する児童の自立は、家族再統合を含めて多様である。そのなかには、児童養護施設から就労、大学進学という進路を選択する子どもも存在する。また、中学卒業後就労する児童や高校中退という選択をする、あるいは強いられる子どももいる。これらの子どもについては、退所がすなわち支援の終結ということにはならない。従来、児童養護施設等では退所後のアフターケアを、施設が提供する子どもへの支援の内にビルトインしてきた経緯がある。子どもは、退所後の相談先として、自分が生活していた施設、なじみがある職員を選択することがあり、年齢的には成人期を迎えても、「子どもの声」を受け止めるという実践は継続されていくことになる。

近年は、当事者組織による相談や児童養護施設が当該施設退所児童のために設置した相談窓口が口コミなどで他の施設退所児童にも対応する事例なども出てきている。また、社会福祉法人やNPO団体が行政の委託を受けて、退所児童の相談窓口を開設するケースもある。いずれも、青年期から成人期へのソフトランディングを目指した重要な支援であり、これらの相談機関でも「子どもの声」の受け止めが活動の中核となっている¹⁷⁾。

相談とともに、このような青年のための居場所提供が支援、あるいは相互支援に向けた当事者の「声」の集積場所となる。困ったときだけでなく、「なんとなく」集まるところがあることが、相談や訴えにつながっていくのである。そこには、信頼できる職員や仲間が存在するからである。

子どもの「声」を受け止め、子どもの権利擁護と参画、必要な支援の提供を実現していくためには、システム作りや、その運営も重要であるが、なによりも「声」を受け止める担い手が「要」となる。子どもとの信頼関係形成とともに、権利擁護に関する意識と具体的実行力、ネットワーク力を持った担い手があってこそ「声」は活かされる。同時に、司法面接、FGCのコーディネーターなど、専門的知識と経験を有した人材育成も必要である。職員研修の充実とそ

社会的養護における子どもの「声」の受け止め

こへの参加保障が重要であるが、近年、社会的養護領域では児童相談所や施設での職員交代の激しさが指摘される。職員の権利擁護がなされてこそ、子どもの権利擁護、「声」の受け止めが実現することを忘れてはならない。

注

- (1) 川崎市子ども権利条例検討連絡会議
<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000005365.html>
2014/06/22閲覧
なお、各自治体では子どもの権利条例とは異なった条例名で制定している場合もある。
- (2) 第9回内閣府子ども・若者育成支援推進点検・評価会議 資料2-3
http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/k_9/pdf/s2-3.pdf
2014/06/28閲覧
- (3) 平成24年度福祉行政報告 児童第25表
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001115458>
2014/06/29閲覧
- (4) 厚生労働省 社会的養護
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html
2014/07/01閲覧
- (5) 現在は第9次報告まで公表されている。
- (6) 『児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（江戸川区事例 最終報告）—平成21年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—』
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2010/05/DATA/40k5b301.pdf>
2014/07/01閲覧
- (7) 仲真紀子・田中周子訳、英国内務省・英国保健省編『子どもの司法面接』誠心書房 2007年
司法面接については日本弁護士連合会も必要性をアピールしている。また、司法面接担当者養成が「子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク」（認定NPO法人）などによって行われている。
- (8) 児童相談所運営指針
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv120321-02.pdf>
2014/07/15閲覧

社会的養護における子どもの「声」の受け止め

10数年前には、児童福祉分野における当事者参加がまだ少なく、先駆的事例としてとりあげられていた。

金田知子「利用者参加のケアマネジメント—重症心身障害児をもつ家族との実践活動を通して」『研究所年報』明治学院大学社会学部附属研究所 2000年3月

この論文は、児童相談所における在宅支援事例への祖母の参加を検討したものである。

- (9) 林浩康『子ども虐待時代の新たな家族支援 ファミリーグループ・カンファレンスの可能性』明石書店 2008年 54頁

林浩康・鈴木浩之編著『ファミリーグループ・カンファレンス入門』明石書店 2011年

この業績では神奈川県児童相談所が模擬事例作成に参画している。

- (10) 近藤二郎『決定版 コルチャック先生』平凡社ライブラリー 2005年 平凡社 119頁

2つの施設では子どもの議会、子どもの裁判、子どもの法典が挙通して採り入れられていた。

- (11) 横浜市は児童相談所の一時保護所外部評価を実施している。外部評価では、外部委員の一時保護所訪問、学習時間や昼食時間への参加・見学、子どもへのアンケートなどが行われている。

- (12) 児童養護施設運営指針

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_04.pdf

2014/07/05閲覧

なお、「差」の存在については、「施設運営指針及び里親養育指針について（概要）」に記載されている。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_03.pdf

2014/07/21閲覧

- (13) 里親・ファミリーホーム運営指針

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_09.pdf

2014/07/15閲覧

- (14) 相澤仁編集代表、松原康雄編著『子どもの権利擁護と里親家庭・施設づくり』2013年 29頁

- (15) ライフストーリー・ワーク

社会的養護における子どもの「声」の受け止め

三重県での取り組みは、http://www.pref.mie.lg.jp/JIDOUCCEN/HP/emi_ru/emi_ru292.pdf#search='%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%95%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%BC%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%BB%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%82%AF' (2014/07/21閲覧)などを参照。実際の手引き書として、才村眞理編著『ライフストーリーブック』福村出版 2009年がある。

- (16) 平成24年度における被措置児童等虐待届出等の実施状況

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo04-05.pdf
2014/07/08閲覧

- (17) 「ゆずりは」は社会福祉法人子供の家が運営するアフターケア事業である。当初、当該法人が運営する児童養護施設退所児童を対象としていたが、口コミで他児童養護施設退所児童等も利用するようになってきている。

<http://asunaro-yuzuriha.jp/>

2014/07/18閲覧

「よこはま Port For」はNPO法人ブリッジフォースマイルが横浜市の委託を受けて運営しているアフターケア機関である。退所児童の居場所を提供し、相談活動も行っている。

<http://www.b4s.jp/activity/ypf/>

2014/07/18閲覧

このような活動は神奈川県「あすなろサポートステーション」(2014年7月1日開所)など全国的にも広がり始めている。